

告 示

埼玉県選管告示第五十二号

令和七年十一月三十日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（東第八区 越谷市）において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、十一月二十一日とする。

令和七年十月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳